

障害等のある入学志願者への受験上の配慮について

本学では、障害等(下表参照)のある者が、受験上及び修学上不利になることがないよう、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として以下の期日までに本ウェブページの問い合わせフォームからその旨を申し出てください。追って、申請書類を案内します。申請のあったものについて、その内容を審査の上、それぞれの障害の種類・程度に応じた受験上の配慮を決定し、通知します。

申出期限 入試日程A(修士課程・博士課程) 令和8(2026)年5月14日(木)
入試日程B(修士課程・博士課程) 令和8(2026)年10月8日(木)

※ 期限後の申請についても引き続き配慮検討の対象となりますが、事前準備の関係で、申請が遅くなるほど実際に提供できる受験上の配慮が限定されていきますので、なるべく早く申し出てください。

区分	対象となる者
視覚障害	1 良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者 2 両眼による視野について強度視野障害のある者 3 上記以外の視覚障害者
聴覚障害	1 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 2 上記以外の聴覚障害者
肢体不自由	1 体幹の機能障害により座位を保つことが困難な者 2 両上肢の機能障害が著しい者 3 上記以外の肢体不自由者
病弱	呼吸器、心臓、腎臓の慢性疾患等のため、医療や生活規制を継続して必要とする状態にある者又はこれに準ずる者
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害等のため配慮を必要とする者
その他	上記の区分以外の者で受験上の配慮を必要とする者

日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。

○本研究科での配慮事例：試験時間の延長(1.3倍)、別室の設定、座席位置の配慮、注意事項等の文書による伝達等